

監査報告書

平成30年5月11日

徳島県知事
飯泉嘉門 殿

社会福祉法人 大麻福祉の町

監事

江本正吉 

監事

森口 幸一 

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行及び事業報告・計算関係書類及び財産目録について監査を行いましたのでその方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果について

① 法人本部及び各事業所について、事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

・補足事項

法人は、改正社会福祉法に則り、各事業所は支援の充実とサービス向上等、良好な事業経営に努めていると認めます。

② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果について

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

・補足事項

草の実学園拠点区分 事業未収金の文言の誤りを訂正。

板東の丘拠点区分 伝票の適用文の誤りを訂正。

ゆうあい拠点区分 作業決算賞与支給額の根拠となる表を、通帳に入出金した月ごとの表から該当する月ごとの収入支出表へ変更。

めだか拠点区分 補足事項なし。

以 上